

# 産業建設常任委員会

日 時 令和 2 年 1 月 2 8 日（火）午後 1 時～

場 所 第 3 委員会室

---

## 1 開議

## 2 案件

- （1） 亀岡駅北地区周辺事業の進捗状況について  
（まちづくり推進部行政報告）
- （2） 水道用水供給事業の創設に伴う条例整備について  
（上下水道部行政報告）
- （3） 上下水道部庁舎の整備について  
（上下水道部行政報告）

## 3 その他

# 産業建設常任委員会

日 時 令和2年1月28日（火）午後1時～

場 所 第3委員会室

行政報告 提出資料

まちづくり推進部



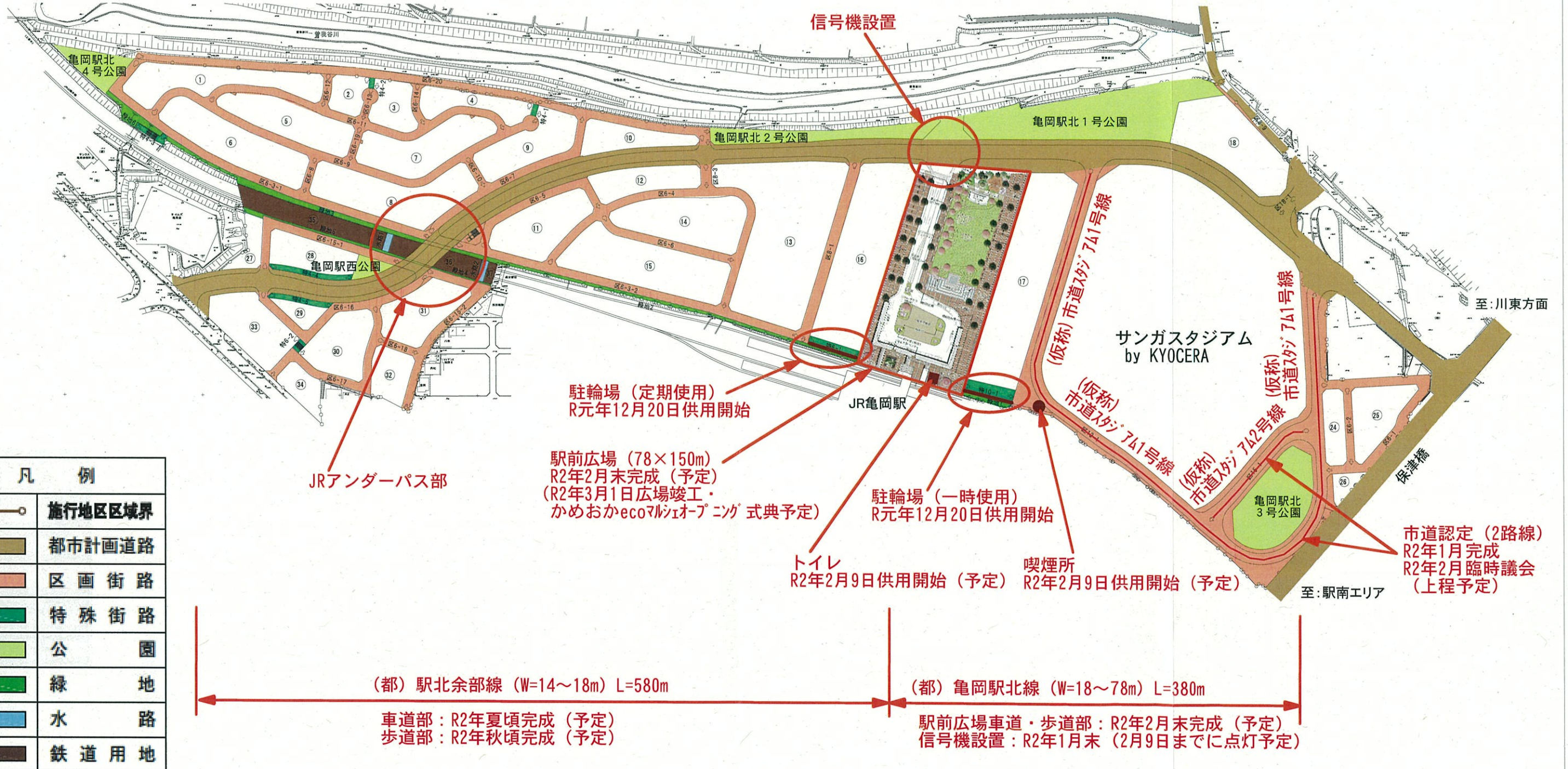
南丹都市計画事業 亀岡駅北土地区画整理事業  
設計図



S=1:3000

亀岡駅北土地区画整理事業(組合施行)  
 施行面積：17.2ha、施行期間：H26～R3年度  
 全体事業費：約90.5億円  
 補助事業費：約62.7億円(国費55%、府費22.5%、市費22.5%)  
 進捗率：約76%(H30年度末、事業費ベース)

都市再生整備計画事業(亀岡市施行)  
 (駅前広場、駐輪場、トイレ、公園整備等)  
 施行面積：17.2ha、施行期間：H30～R3年度  
 総事業費：約5.4億円(国費45%)  
 進捗率：約80%(R元年12月末、事業費ベース)

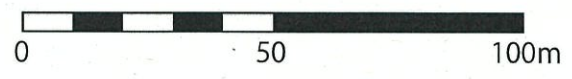






※ 2 / 9 スタジアムこけら落とし日の歩道部の  
通行（利用）可能状況

黄着色部が通行（利用）可能範囲





# 令和2年2月9日(日) スタジアムこけら落としの歩行者導線

SCALE 1:500(A3)



遊具のイメージ



複合遊具 (幼児用)

メタセコイア

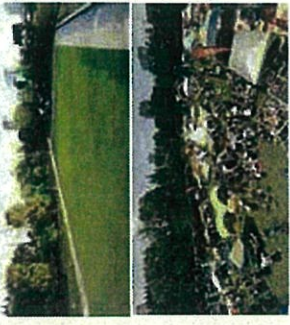
フラットベンチ

下部フラットライト

ステージのイメージ (屋根なし)



芝生広場のイメージ



噴水のイメージ



ライトアップ

シールドターのイメージ



複合遊具 (幼児用)

小高木

水飲み

サークルベンチ

ケヤキ

ネットクッション

人工芝

ステージ

エドヒガンザクラ

オオシマザクラ

カキ

クマノミツバタ

メニマシメ

芝生広場

噴水広場

花壇

モエユメメント

観光バス

横断防止柵

シールドター

タクシー

シールドター

一般車

シールドター

路線バス

路線バス

シールドター

シールドター

シールドター

シールドター

シールドター

シールドター

シールドター

シールドター

シールドター

シールドター

シールドター

シールドター

シールドター

シールドター

シールドター

シールドター

シールドター

シールドター

シールドター

シールドター

シールドター

シールドター

シールドター

シールドター

シールドター

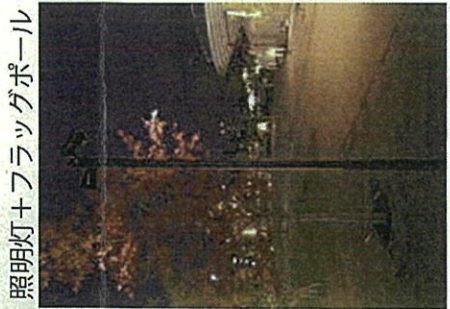
シールドター

シールドター

フラットベンチ

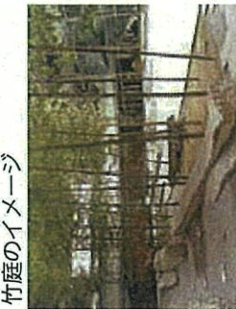


ベンチのイメージ



照明灯+フラッグポール

照明灯のイメージ



竹庭のイメージ



ホテイイチャク



竹庭イチャク

## 亀岡駅北地区駅前広場計画平面図

## PLAN



# 産業建設常任委員会 資料

令和2年1月28日

上下水道部

# 水道用水供給事業の創設に伴う条例整備について

令和2年1月28日

上下水道部

## 1 趣 旨

南丹市に水道用水の供給を行うにあたり、地方公営企業法第4条の規定により、水道用水供給事業の経営の基本に関する事項を定める。

## 2 条例改正案の概要

(1) 改正する条例 亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例

(2) 改正の内容

水道用水供給事業の経営の基本となる給水対象、一日最大給水量を定める。

- ・ 給水対象 南丹市
- ・ 一日最大給水量 1,762 立方メートル

(3) 施行期日 水道法による認可日

○地方公営企業法（抜粋）

（この法律の適用を受ける企業の範囲）

第2条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。

1 水道事業（簡易水道事業を除く。）

※水道用水供給事業は地方公営企業法第2条第1項第1号の水道事業に含まれます。

（地方公営企業の設置）

第4条 地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない。

## 3 今後の予定

- 令和2年3月末 水道用水供給事業の認可の取得及び事業の設置
- 令和2年度 南丹市において連絡管（国道9号下）の布設工事の施工
- 令和3年3月 水道用水供給事業の給水条例制定
- 令和3年度 供給開始

## 上下水道部庁舎の整備について

令和2年1月28日

上下水道部

### 1 上下水道部庁舎の現況及び検討事項

- 現上下水道部庁舎は、昭和51年3月の建築物で、約44年が経過し老朽化が進んでいます。また、耐震性能が不足していると共に、バリアフリーにも対応していない状況です。
- 庁舎整備の方法として、①現庁舎の大規模改修、②現在地で建て替え、③別の場所に移転、の3案を検討してきました。その中で③については、現在、国が財産処分の手続きを進めている旧京都地方法務局亀岡出張所（以下、旧法務局）を移転先の候補として検討を進めています。
- 庁舎整備の費用を比較すると、旧法務局に移転する案が最も経済的で、さらに市役所の近くに移転することにより、行政機能の集約が図られ、市民の利便性と職員の業務効率の向上が見込まれます。

#### (1) 庁舎整備に係る費用検討

①現庁舎の改修	②現在地で建て替え	③旧法務局に移転
約7億円 (仮設庁舎・改修)	約10億円 (仮設庁舎・新築・解体)	約5億円 (財産取得・改修)

#### (2) 現上下水道部庁舎と旧法務局の施設規模

		現上下水道部庁舎	旧法務局
所在地		北古世町1丁目2-5	安町釜ヶ前20
構造		鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
階数		地上3階（塔屋含めて4階）	地上3階（塔屋含めて4階）
建築年		昭和51年（1976年）3月	平成5年（1993年）11月
経過年数		築44年	築26年
敷地面積		892.0㎡	1,078.40㎡
建築面積		641.6㎡	747.63㎡
延床面積		1,645.5㎡	1,924.38㎡ (うち駐車場 約342㎡)
配置	3階	水道課、会議室	会議室、書庫
	2階	総務・経営課、会議室、書庫	総務・経営課、お客様サービス課、水道課、下水道課
	1階	お客様サービス課、下水道課、上下水道お客様センター（民間業者）	上下水道お客様センター（民間業者）、駐車場

### 2 旧法務局に係る状況

- 平成30年12月に国から取得等要望の有無の照会があり、亀岡市として上記の検討における選択肢の一つとして、平成31年3月に取得等要望書を提出しました。
- 平成31年4月に国において、亀岡市を処分相手候補に決定した後、土地の測量や建物の調査が行われ、令和元年12月から国による土地・建物の鑑定評価が進められているところです。

（裏面あり）



### 3 今後の取り組み（案）

- |          |  |
|----------|--|
| 令和2年1～2月 | 検討状況を市議会に報告<br>⇒ 市議会の御意見を踏まえて旧法務局の取得について判断 |
| 令和2年 3月  | 土地・建物の見積り合せに価格を提示するための予算を令和2年度<br>当初予算に計上  |
| 令和2年 5月  | 国との価格決定手続（土地・建物の見積り合せ）                     |
| 令和2年 6月  | 売買契約締結期限                                   |